



母国での授業



母国での実技講習 溶接



実習企業・組合による母国での面接



母国での実技講習 とび



母国での実技講習 機械工作



入国後組合講習



実習現場 溶接



実習現場 食品製造



実習現場 板金



入国後救命救急・消防講習

[法務省・厚生労働省・出入国在留管理庁 認可]

外国人技能実習制度 / 特定技能制度

事業継続・発展の力を、この手に。

人的経営資源の安定供給を通して、企業活動を積極・果敢にサポートします

TAISEI 協同組合

— ごあいさつ —

TAISEI協同組合は、組合企業活動の様々な視点を通して、経営効率の改善・向上に寄与するために設立されました。その活動内容は、外国人技能実習制度を介した優れた人的経営資源の確保・供給を主として、人・物両面から組合企業を強力にサポートしています。

また、2019年4月の改正入管法施行により新設された特定技能制度にいち早く着目し、この特定技能外国人人材の雇用を支援する「登録支援機関」としての認定も新たに受け、現在は組合企業のみならずあらゆる企業の人的経営資源ニーズに対応しております。

急速にすすむ少子高齢化による人手不足、世界規模での企業ビジネスのニュースタンダード化等、顕在化する環境変化をグローバルな視点で受け止め、強固な企業体質構築の一助として、積極果敢に動きお役にたたせていただきます。

TAISEI協同組合 代表理事 古屋 結花

外国人技能実習制度

● 外国人技能実習制度とは

日本で培われた技能、技術、知識を実習の中で習得させ、仕事を通じて技術力を養い、同時に企業の安定的な生産性にも寄与します。

国内での実習を経て母国への移転をはかり、経済発展を担う人づくりに協力する制度です。

● 就労期間制限と在留資格・処遇

技能実習期間	3年間（入国日から176時間(22日)程度の入国後組合講習が法令で義務づけられています）
在留資格1年目	技能実習1号-ロ ※ 2年目移行には技能検定初級合格(学科・実技)が必要
在留資格2・3年目	技能実習2号-ロ ※ 3年間の技能実習修了時に技能検定上位級受験が必要(実技のみ)
処 遇	地域別最低賃金(時間給換算)以上

● 採用人数枠

※常勤職員数＝雇用保険加入者数で証明

常勤職員総数	30人以下	31～40人	41～50人	51～100人	101～200人	200～300人	301人以上
技能実習生受入枠	3人	4人	5人	6人	10人	15人	常勤総数の1/20

● 実習企業の義務

- ・実習日誌の記入保管・管理簿の作成保管等
- ・3ヶ月毎に監理組合の監査（認定計画との整合・労働/賃金の法令遵守・保管書類・実習生面談等）

● 受入可能な外国人技能実習生の主な出身国（2020年現在）

- ・ベトナム ・インドネシア ・ミャンマー ・フィリピン ・中国 他 発展途上国検討中

● その他

- ・雇用する外国人の技能水準は求められません
- ・1年目(技能実習1号-ロ)は、月に一度の組合巡回点検(進捗・課題確認)があります
- ・建設業については、建設業許可取得及び賃金の月給制支払いが必要です

● 効率の良い技能実習生の受入事例

技能実習生	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
1期生	2名(1号)	2名(2号)	2名(2号)		
2期生		2名(1号)	2名(2号)	2名(2号)	
3期生			2名(1号)	2名(2号)	2名(2号)
4期生				2名(1号)	2名(2号)
5期生					2名(1号)
受入人数	2名	4名	6名	6名	6名

特定技能制度

● 外国人特定技能制度とは

日本企業の労働力不足を補うために、特定産業分野に属する「相当程度の知識、又は経験を必要とする技能：1号」、「熟練した技能：2号」を要する業務に従事する外国人向けの在留資格で、経験豊富な技術者を雇用できます。

※受入可能な職種は、日本標準産業分類で定義されています。技能実習から特定技能に変更する場合も、指定産業分類に該当するかの確認が必要です。

● 就労期間制限と在留資格・処遇

就労期間	5年間
在留資格	特定技能1号 ※基本1年ごとに資格更新手続き
処遇	同業務日本人従業員と同等或いはそれ以上（監査時賃金台帳で証明が必要）

● 採用人数枠・求められる技能水準

採用人数枠：なし（建設・介護分野除く） 技能水準：要知識・経験の証明（技能実習2号良好修了レベル）

● 就労企業の義務

- ・ 3ヶ月毎、受入れ・活動状況を管轄入国管理局届出（労働/賃金の法令遵守・申告処遇との整合）
- ・ 定期面談（特定技能外国人・企業責任者）
- ・ 採用後4ヶ月以内に、所轄省の産業別協議・連絡会への加入が必要です

ワンポイントアドバイス ～制度の活用法をご提案します～

ポイント
1

過去に技能実習を良好に修了し、既に母国に帰国。或いは現在技能実習中で1年以内に修了を迎えようとする優秀な人材が特定できる場合を除き、技能実習制度の活用をお勧めします。

技能実習制度から特定技能制度へステップアップ

外国人技能実習制度で人材を受入し3年間の実習で個人の能力を見極め、実習修了前に本人の意思を確認し特定技能制度を勧めます。

ポイント
2

3年後、特定技能1号として雇用することにより新たに5年間の継続就労が可能となります。また、新規の外国人技能実習生の教育担当もでき、言語問題も解決できます。

事業発展に向けたモノづくり
技術力と知識・教養を身につけるヒトづくり
双方向で企業を強力にサポートします

TAISEI 協同組合

■ 組合概要

設立	2016年11月2日
名称	TAISEI 協同組合
代表者	代表理事 古屋結花
組合員	20社
出資口数	340口
払込出資総額	5,000,000円

■ 組合資格

- ① 金属製造・塗装業、総合建設業、輸送用機器具製造業、食料品製造業、等を行う事業者
- ② 当組合の定める地区内に事業所を有すること
関東一都六県・山梨県・宮城県・山形県・大阪府
(2020年1月現在)

■ 行政許可

- ・ 関東経済産業局（関産認協第2449号の3）
- ・ 国土交通省（国関整建一産第2036号）
- ・ 外国人技能実習生 監理団体許可 許 1704002172（法務大臣・厚生労働大臣）
- ・ 外国人特定技能 登録支援機関 19-登-000348（出入国在留管理庁長官）

■ 事業

- ・ 組合員の取扱資材・備品類の共同購入
- ・ 外国人技能実習生 共同受入れ事業
- ・ 受入外国人技能実習生 並びに 実習実施企業（組合員）に関する監理団体活動
- ・ 組合員の事業に関する営業活動・経営効率の改善向上及びこれに付随する教育及び情報の提供
- ・ 組合員の福利厚生に関する事業
- ・ 各項目の事業に附帯する事業
- ・ 労働力を補完する為の、在留資格「外国人特定技能」受入れに係る登録支援機関活動

■ 組合本部

〒339-0011 埼玉県さいたま市岩槻区長宮 936-2 TEL 048-792-2777 FAX 048-792-0503
ホームページ <http://www.aisei-cooperative.com> メール kumiai@aisei-industry.co.jp

「外国人技能実習制度」「特定技能制度」に関する
お問い合わせ、ご相談はお電話で受け付けます

TEL 048-792-2777

(平日 10:00~17:00)



ホームページでも
詳しくご案内しています

TAISEI 協同組合 | 検索